

改正案	現行
目次（現行のとおり） 第一条から第八条の五まで（現行のとおり） （知事による特定開発区域等脱炭素化方針の公表） 第八条の六 条例第十七条の六第二項の規定による公表の内容は、 条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項（経営に関する事項その他公表することにより特定開発事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）とする。 2（現行のとおり） 第八条の七及び第八条の八（現行のとおり） （知事による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表） 第八条の九 条例第十七条の八第二項の規定による公表の内容は、 条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項（経営に関する事項その他公表することにより特定開発事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）とする。 2（現行のとおり） 第八条の十から第八条の十二まで（現行のとおり） （知事による地域エネルギー供給計画書の公表） 第八条の十三 条例第十七条の十二第二項の規定による公表の内容は、 条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項（経営に関する事	目次（略） 第一条から第八条の五まで（略） （知事による特定開発区域等脱炭素化方針の公表） 第八条の六 条例第十七条の六第二項の規定による公表の内容は、 条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。 2（略） 第八条の七及び第八条の八（略） （知事による特定開発区域等脱炭素化報告書の公表） 第八条の九 条例第十七条の八第二項の規定による公表の内容は、 条例第十七条の四第二項各号に掲げる事項とする。 2（略） 第八条の十から第八条の十二まで（略） （知事による地域エネルギー供給計画書の公表） 第八条の十三 条例第十七条の十二第二項の規定による公表の内容は、 条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。

項その他公表することにより特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。」とする。

2 (現行のとおり)

第八条の十四から第八条の十六まで (現行のとおり)

(知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十七 条例第十七条の十五第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項(経営に関する事項その他公表することにより特定開発事業者又は地域エネルギー供給事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。)とする。

2 (現行のとおり)

第八条の十八から第十条の二まで (現行のとおり)

(建築物環境計画書等の公表)

第十一条 条例第二十一条の三、第二十二条第三項、第二十三条第二項、第二十三条の三第四項(第二十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二十三条の六第三項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定建築主、建築主、特定マンション建築主又はマンション建築主の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を含まないものとする。

2 (略)

第八条の十四から第八条の十六まで (略)

(知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表)

第八条の十七 条例第十七条の十五第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十第一項各号に掲げる事項とする。

2 (略)

第八条の十八から第十条の二まで (略)

(建築物環境計画書等の公表)

第十一条 (新設)

2	(現行のとおり)
第十二条から第八十三条まで	(現行のとおり)
別表第一から別表第二十まで	(現行のとおり)
別記第一号様式から別記第三十九号様式まで	(現行のとおり)
	(略)
第十二条から第八十三条まで	(略)
別表第一から別表第二十まで	(略)
別記第一号様式から別記第三十九号様式まで	(略)